



～「民事信託(家族信託)」の活用～

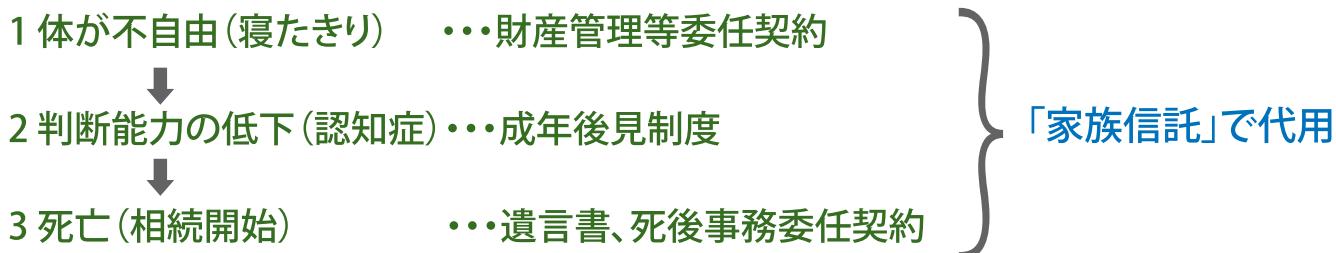
税理士・行政書士・ファインシャルプランナー
村尾 法生



民事信託(家族信託)とは財産管理の仕組みで、委託者(財産の所有者)が、受託者(財産管理を行う人)に財産を預け(信託し)、受託者が、その財産の管理運用を行い、その財産から生じた利益を受益者に配当するという仕組みです。賃貸マンションなど収益不動産を子供に信託することで、老後の財産管理や円滑な承継をすることができます。不動産だけでなく現預金、有価証券などの財産も信託することができ、また財産の多寡にかかわらず誰でも利用できる財産管理・承継の方法です。個人間での営利を目的としない信託(民事信託)のうち、「家族の家族による家族のための信託」を「家族信託」といいます。

1. 生前から死亡後まで、自由で柔軟な財産管理・承継の設定ができる

信託では、自分の生前から死亡時、そして死亡後までも自分の財産の管理・承継について決めておくことができます。財産管理・承継の方法として、財産管理等委任契約、成年後見制度、遺言書などそれぞれの方法もありますが、成年後見制度にも遺言書にも限界があります。家族信託であれば一つの信託契約で実現することができます。



2. 柔軟な財産管理が実現できる

- ・成年後見制度では、判断能力が低下する前には効力がなく、死亡後の管理・承継までは行えない。
→ **信託では信託契約と同時に効力が生じ、死後も契約は継続する。**
- ・成年後見制度では、後見人は定期的に家庭裁判所へ状況を報告する義務があります。また、財産の積極的運用をしようとしても家庭裁判所が許可しない場合があり、有効な相続対策ができないことがあります。
→ **家族信託であれば、財産の保全だけでなく、積極的な資産運用や組換え(不動産売却、リフォーム、アパート建築等)も信託目的に沿う限り可能であり、有効な相続対策がとれる。**

3. 遺言書ではできないことができる

- ・遺言書は、死後にしかその効果は生じない。
相続人全員の合意があれば遺言の内容を無視されてしまう。
→ **信託では信託契約と同時に効力が生じ、死後も契約は継続する。**
- ・遺言書では、自分の死後の次の相続(2次相続)について、相続人を指定することはできない。
→ **信託では2次相続の受益者を指定し決めておくことができる。(受益者連続型信託)。**

村尾法生税理士事務所(村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所)
〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号
TEL:075-708-5591 FAX:075-708-5592 E-mail:murao-kimio@tkcnf.or.jp